

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行

(当日が休日に当
たるときは、そ
の翌日)

目 次

- ◇告 示 土地改良区の役員就退任(農村整備課)
土地改良区の役員退任()
- 公共測量の実施(二件)(管理課)
- 公共測量の終了()
- ◇調達公告 公募型指名競争入札の実施()

告 示

鳥取県告示第七百十六号

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第十八条第十六項の規定に基づき、次のとおり湖東大浜土地改良区から役員が退任し、及び就任した旨の届出があったので、同条第十七項の規定により告示する。

平成十年十一月十日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

退任した役員の名及び住所

- 理事 星見昭蔵 鳥取市湖山町西二丁目三四七
- 深澤幸雄 鳥取市賀露町三三三三
- 一村愛一 鳥取市賀露町一二六七
- 小玉正猛 鳥取市賀露町八八九
- 村上一雄 鳥取市賀露町八三〇
- 郵上悦夫 鳥取市湖山町北一丁目二七四
- 船越友敬 鳥取市湖山町西一丁目二〇二
- 山下達男 鳥取市湖山町北六丁目二二二
- 影井啓利 鳥取市湖山町南一丁目二一五
- 徳安禮仁 鳥取市伏野一一八四
- 山根昭男 鳥取市伏野二四五三―三
- 田中 仁 鳥取市三津三四二
- 監事 小松和幸 鳥取市湖山町南五丁目三四五
- 石黒 堅太郎 鳥取市賀露町一〇六二
- 森井 豊 鳥取市伏野一〇四七

平成十年九月二十一日退任

就任した役員の名及び住所

- 理事 小玉正猛 鳥取市賀露町八八九
- 一村愛一 鳥取市賀露町一二六七
- 宮根末春 鳥取市賀露町二二六八一
- 星見昭蔵 鳥取市湖山町西二丁目三四七
- 山根美佐雄 鳥取市湖山町北一丁目三六二
- 船越友敬 鳥取市湖山町西一丁目二〇二
- 山下達男 鳥取市湖山町北六丁目二二二
- 影井啓利 鳥取市湖山町南一丁目二一五

〃 徳 安 禮 仁 鳥取市伏野二一八四
 〃 山 根 昭 男 鳥取市伏野二四五三
 〃 片 山 正 男 鳥取市三津三八八三
 監 事 小 松 和 幸 鳥取市湖山町南五丁目三四五
 〃 角 脇 定 敏 鳥取市賀露町一一〇九
 〃 竹 本 晋 鳥取市伏野三一
 平成十年九月二十二日就任 任期四年

鳥取県告示第七十七号

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第十八条第十六項の規定に基づき、次のとおり北条土地改良区から役員が退任した旨の届出があったので、同条第十七項の規定により告示する。

平成十年十一月十日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

退任した役員の氏名及び住所

理事 森 幹 夫 東伯郡北条町江北七〇一

平成十年十月十三日退任

鳥取県告示第七十八号

測量法(昭和二十四年法律第八十八号)第三十九条において準用する同法第十四条第一項の規定に基づき、福部村長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があったので、同法第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により告示する。

平成十年十一月十日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

- 一 作業種類 公共測量(福部村公共下水道平面図作成 縮尺五百分の二)
- 二 作業期間 平成十年十月一日から同月三十日まで
- 三 作業地域 岩美郡福部村大字湯山地区

鳥取県告示第七十九号

測量法(昭和二十四年法律第八十八号)第三十九条において準用する同法第十四条第一項の規定に基づき、三朝町長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があったので、同法第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により告示する。

平成十年十一月十日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

- 一 作業種類 公共測量(三朝町公共下水道平面図作成)
- 二 作業期間 平成十年八月二十八日から平成十一年一月三十日まで
- 三 作業地域 東伯郡三朝町大字本泉、大字吉田、大字三徳、大字鎌田及び大字片柴地区

鳥取県告示第七二十号

測量法(昭和二十四年法律第八十八号)第三十九条において準用する同法第十四条第二項の規定に基づき、日本道路公団中国支社鳥取工務事務所長から次のとおり公共測量を終了した旨の通知があったので、同法第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により告示する。

平成十年十一月十日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

- 一 作業種類 公共測量(道路計画図作成)
- 二 作業地域 八頭郡河原町、用瀬町及び智頭町
- 三 終了年月日 平成十年十月十五日

調 達 公 告

公募型指名競争入札を行うので、次のとおり公告する。

平成10年11月10日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

1 工事の概要

(1) 工事名 鳥取砂丘こどもの国改築工事(管理棟他建築)

(2) 工事場所 鳥取市浜坂

(3) 工事内容

ア 本件工事は、鳥取砂丘のすばらしい自然環境と調和したこともたちが自然とのふれあいや遊びを通して楽しむことのできる鳥取砂丘こどもの国の改築を行うものである。

イ 本件工事は、別途発注予定の電気工事及び機械工事並びに屋外便所棟等の工事(建築、電気及び機械)と協調を図り実施する必要がある。

(4) 工事の詳細

ア 管理棟 鉄筋コンクリート造平屋建

建築面積 418.02㎡

延べ床面積 415.54㎡

イ 情報棟 鉄筋コンクリート造平屋建

建築面積 184.00㎡

延べ床面積 175.03㎡

ウ 多目的ホール

鉄筋コンクリート造2階建

建築面積 563.75㎡
延べ床面積 566.88㎡
エ こども広場・大通り
鉄筋コンクリート造・鉄骨造平屋建

建築面積 332.50㎡

延べ床面積 280.53㎡

(5) 工期 平成10年12月から平成11年10月20日まで

2 技術資料の提出ができる者

技術資料の提出ができる者は、次に掲げる事項をすべて満たす者とする。

(1) 県内に本店を有する者であること。

(2) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること。

(3) 建設業法(昭和24年法律第100号)第3条第6項に規定する特定建設業(建築一式工事)の許可を受けていること。

(4) 平成9年1月鳥取県告示第35号(建設工事の指名競争入札に参加する者に必要な資格等について)に基づき入札参加資格のうち、一般建築工事のA級に係るものがあること。

(5) 建設業法第27条の23第1項に規定する経営事項審査(審査基準日が平成8年10月1日から平成9年9月30日までの間にあるものに限る。)の結果における建築一式工事の総合評点が900点以上であること。

(6) 平成10年11月10日(火)から同年12月22日(火)までの間のいずれの日においても、鳥取県建設工事等入札参加資格者指名停止措置要綱に基づき指名停止措置を受けていないこと。

(7) 本件工事に係る設計業務の受託者又は当該受託者と資本若しくは人事面において関連を有する者でないこと。

(8) 平成元年度以降に、工事が完成し引き渡しが行われている鉄筋コンクリート造で一棟の延べ床面積が500㎡以上の建築工事(以下「同種工事」という。)を元請けと

| | |
|--|---|
| <p>して施工した実績があること。ただし、共同企業体の構成員として施工した実績については、出資比率が20%以上のものに限る。</p> <p>(9) 本件工事の施工期間中、次に掲げる基準を満たす監理技術者を専任で配置できること。</p> <p>ア 平成元年度以降に、同種工事に従事した経験を有する者であること。</p> <p>イ 建築一式工事について、建設業法第27条の18第1項に規定する監理技術者資格者証の交付を受けている者であること。</p> <p>ウ 建築士法（昭和25年法律第202号）第4条の規定による一般建築士の資格を有する者又は建設業法施行令（昭和31年政令第273号）第27条の3に規定する建築施工管理（一般）の検定の合格証明書の交付を受けている者であること。</p> <p>3 技術資料の作成及び提出</p> <p>(1) 技術資料作成要領の交付</p> <p>ア 技術資料作成要領は、次により希望者に直接交付するものとする。</p> <p>ア 交付期間及び時間</p> <p>平成10年11月10日（火）から同月20日（金）までの日（日曜日及び土曜日を除く。）の午前9時から午後4時まで</p> <p>イ 交付場所</p> <p>鳥取市東町一丁目220</p> <p>鳥取県土木部管理課建設係（鳥取県庁本庁舎5階）</p> <p>(2) 技術資料の提出</p> <p>本件入札に参加を希望する者は、技術資料作成要領に基づき作成した技術資料を次により提出するものとする。</p> <p>ア 提出期間及び時間</p> <p>(1)のアに同じ。</p> <p>イ 交付場所</p> <p>(1)のイに同じ。</p> <p>ウ 提出方法</p> | <p>持参すること。</p> <p>(3) 技術資料の審査</p> <p>提出された技術資料を基に、建設業者指名審査委員会に諮り審査し、競争入札参加者を指名するものとする。</p> <p>4 その他</p> <p>(1) 関連情報を入手するための照会窓口は、鳥取県土木部管理課建設係（電話番号0857-26-7347）とする。</p> <p>(2) 技術資料の提出は、入札参加の意向を確認するものであって、技術資料の提出があっても指名されるときは限らない。</p> <p>(3) 技術資料その他提出された資料は、返却しない。</p> <p>(4) 工事内容に関する説明会は、行わない。</p> <p>(5) 提出された技術資料は、提出した者に無断で本件入札以外の用途には使用しない。</p> |
|--|---|